

北鎌倉隧道安全対策検討委員会 規約

(設 置)

第 1 条 北鎌倉隧道の安全性及び安全対策工法についての検証を行うため「北鎌倉隧道安全対策検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、将来の史跡の指定（拡大）を見据え、専門的かつ客観的な見地から、北鎌倉隧道が存する尾根（以下「尾根」という。）の文化財的価値の確認と保全方針等の検討を行う。さらに、この方針に基づき、北鎌倉隧道が存する道路の通行の安全と文化財的価値の保全の両立について検討を行い、道路の通行機能が確保でき、実現性のある隧道整備の方策（工法）を検討することを目的とする。

(検討事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の示す項目について検討を行う。

(1) 文化財的価値の保全方針の検討

ア 既往資料調査

- ・過年度の調査委員会での検討内容及び平成 28 年 7 月 8 日の鎌倉市文化財専門委員会での審議結果を踏まえ、調査及び資料の取りまとめを行う。
- ・国指定史跡円覚寺境内保存管理計画、既往の隧道安全対策の検討結果、既往調査報告書及び検討資料等の既存資料の内容を十分に把握し、整理する。

イ 現況調査（地質調査を含む）

- ・現地踏査等により、尾根及び隧道の保存の状況を把握し、整理する。
- ・尾根の現状の地形や表土の堆積状況等を調査し、既存資料も活用し、保全すべき尾根の形を推定する基礎資料を作成する。
- ・隧道内部及び坑口周辺の地表観察を行い、浮石の規模や亀裂の状況などを把握する。調査結果はスケッチ図に整理するとともに、写真撮影を行う。また、特にはく落の危険性が高い箇所については、必要に応じて断面図を作成する。また、将来はく落の可能性のある岩塊及び樹木等の根の状況を把握し、資料の取りまとめを行う。
- ・当該隧道直下の地下埋設物埋め戻し状況を調査し、既存土壌の状況を把握する。

ウ 文化財的価値及び史跡指定を見据えた前提条件・課題等の整理

- ・既存資料調査、現況調査を踏まえ、尾根の本質的価値を確認整理する。
- ・周辺史跡との関連性、尾根及び隧道の保存状況、土地所有状況等を整理分析し、将来の史跡指定（拡大）を見据えた前提条件や課題等を整理する。
- ・課題、保全の可能性等の整理にあたっては、隧道は将来も一般の通行を有する道路として安全性を確保することを前提とする。

エ 文化財的価値の保全方針等の検討

- ・尾根の文化財的価値の確認、史跡指定を見据えた前提条件・課題等の整理結果を十分に理解した上で、周辺史跡の本質的価値との整合性を踏まえ検討する。

①基本方針の検討

- ・尾根の史跡としての本質的価値の性質や規模を踏まえ、保存管理の基本方針を示す。
- ・尾根を構成する要素について、史跡としての本質的価値を構成する要素とその他要素に区分し、整理する。

②保存管理の方法の検討

- ・基本方針を踏まえ、尾根の文化財的価値と道路通行の安全とが両立ができる方策（工法）について検討する。なお、この場合の道路は一般の通行を有する道路として現在の通行機能を確保したものとする。
- ・尾根の植生管理、表土保全の考え方及び手法を整理する。

(2) 仮設隧道の検討

ア 工法の選定

- ・安全かつ早期の歩行者の通行路を確保するため、仮設隧道の工法の検討を行う。
- ・平成28年8月11日の隧道鎌倉側坑口のはく落を踏まえ、補助工法の提案を行う。

イ 仮設隧道設計（2パターン）

- ・仮設隧道は、歩行者の通行に供することとする。
- ・原型を極力変更しない案と天井高（有効）1.75mを確保する案の2パターンを検討する。

ウ 構造計算

- ・実現性のある案に対し、安全を確保するために必要な条件を整理し、構造上の安定を示すこと。
- ・隧道部の道路地下に既存水道管（φ1000mm）があることに配慮すること。

(構成)

第4条 委員会は、学識経験者をもって構成し、委員長及び委員は別紙-1のとおりとする。

2 委員の追加及び変更は、委員会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成28年11月2日から平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第7条 委員長が、職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

3 委員会（3回程度）を運営し、専門的かつ客観的な見地から、文化財的価値の保全方針及び隧道整備の方策の検討を行う。

4 委員会は公開を原則とする。なお、公開の方法に関しては、委員会で決定する。

5 地域住民等を対象とし、委員会の検討に対し意見を得る場（広聴会等1回程度・委員複数名出席）の設定と運営に必要な資料作成、説明等の補助を行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会で入手した情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(情報公開)

第10条 本業務の成果は、市が適切な隧道整備の方法を選択するための資料とするとともに、本業務により得られた結論は公表する。また、検証過程で作成した資料及び議事概要は個人名等を除き情報公開の対象とする。

(事務局)

第11条 委員会を運営するため、事務局を一般社団法人日本トンネル技術協会に置く。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度委員会において審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

附 則 この規約は、平成28年11月2日から施行する。